#### 付議第6号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成28年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (5)教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

#### 第 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例議案

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を 次のように定める。

平成28年6月 日提出

高知県知事 尾﨑 正直

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第 21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「及び第11項」を「から第15項まで」に改める。

第47条第8号イの表中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に改める。

附則に次の4項を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

- 12 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第49条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 13 前項の事情に鑑み、当分の間、第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

- 14 第12項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 15 前2項の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第7項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第49条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 参考資料1

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例議案説明

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第22号)等の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正を考慮し、保育所の職員配置に係る特例等について必要な改正をしようとするものである。

旧旧き短気佐沙の部

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例(抜粋)

新

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

- 第3条 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ 当該各号に定める規定による基準とする。
  - (1) 法第45条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生 労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条ただし書 (入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限 る。)、第26条、第30条、第31条、第32条第1項、第39条、 第40条第1項、第41条、第45条第2項、第49条第1項(第45 条第1項において準用する場合を含む。)及び第2項、第56 条、第60条、第61条第1項、第62条、第70条、第79条、第84 条、第90条、第94条、第95条第1項、第102条、第103条第1 項、第104条、第105条並びに第113条並びに附則第2項から第 4項まで、第7項、第8項、第10項<u>から第15項まで</u>の規定に よる基準
  - (2)~(4) 略

第5章 保育所

(設備の基準)

第47条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)~(7) 略

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例(抜粋)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

- 第3条 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ 当該各号に定める規定による基準とする。
  - (1) 法第45条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生 労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条ただし書 (入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限 る。)、第26条、第30条、第31条、第32条第1項、第39条、 第40条第1項、第41条、第45条第2項、第49条第1項(第45 条第1項において準用する場合を含む。)及び第2項、第56 条、第60条、第61条第1項、第62条、第70条、第79条、第84 条、第90条、第94条、第95条第1項、第102条、第103条第1 項、第104条、第105条並びに第113条並びに附則第2項から第 4項まで、第7項、第8項、第10項及び第11項の規定による 基準

(2)~(4) 略

第5章 保育所

(設備の基準)

第47条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)~(7) 略

参考資料 2

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この号において「保育室等」という。)を2階に設ける建物はア、イ及び力に掲げる要件に、保育室等を3階以上の階に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

#### ア略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応 じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄 に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	略
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338
,		号)第123条第1項各号又は第3項各号に掲
		げる構造の屋内階段(同条第1項の階段の場
		合においては、当該階段の構造は、建築物の
		1階から2階までの部分に限り、屋内と階段
		室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡す
		ることとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4</u>
		<u>号及び第10号</u> に掲げる構造を満たすものに限
		る。)
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準
		耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3階	常用	略

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この号において「保育室等」という。)を2階に設ける建物はア、イ及び力に掲げる要件に、保育室等を3階以上の階に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

#### ア略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応 じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄 に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

		6成人は政権が、1 以上成りづれていること。
階	区分	施設又は設備
2 階	常用	略
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338
		号) 第123条第1項各号又は第3項各号に掲
		げる構造の屋内階段(同条第1項の階段の場
		合においては、当該階段の構造は、建築物の
		1階から2階までの部分に限り、屋内と階段
		室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡す
		ることとし、かつ、同条第3項第2号、第3
		<u>号及び第9号</u> に掲げる構造を満たすものに限
		る。)
		2 待避上有効なバルコニー
		3、建築基準法第2条第7号の2に規定する準
		耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3 階	常用	略

	_	
¢	,	1

1			1 1	1	in the second	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は
		第3項各号に掲げる構造の屋内階段(同条第				第3項各号に掲げる構造の屋内階段(同条第
		1項の階段の場合においては、当該階段の構		,		1項の階段の場合においては、当該階段の構
		造は、建築物の1階から3階までの部分に限				造は、建築物の1階から3階までの部分に限
		り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室			:	り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室
		を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3</u>				を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3</u>
		<u>項第3号、第4号及び第10号</u> に掲げる構造を				<u>項第2号、第3号及び第9号</u> に掲げる構造を
		満たすものに限る。)				満たすものに限る。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構				2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構
		造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備			, ,	造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段				3 屋外階段
4 階	常用	略		4 階	常用	略
以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は	[	以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は
		第3項各号に掲げる構造の屋内階段(同条第				第3項各号に掲げる構造の屋内階段(同条第
		1 項の階段の場合においては、当該階段の構				1項の階段の場合においては、当該階段の構
		造は、建築物の1階から保育室等が設けられ				造は、建築物の1階から保育室等が設けられ
		ている階までの部分に限り、屋内と階段室と				ている階までの部分に限り、屋内と階段室と
		は、バルコニー又は <u>付室(階段室が同条第3</u>				は、バルコニー又は <u>外気に向かって開くこと</u>
	:	項第2号に規定する構造を有する場合を除				ができる窓若しくは排煙設備(同条第3項第
		き、同号に規定する構造を有するものに限				1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方
		<u>る。)</u> を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同</u>				<u>法を用いるものその他有効に排煙することが</u>
		条第3項第3号、第4号及び第10号に掲げる				できると認められるものに限る。)を有する
		構造を満たすものに限る。)				<u>付室</u> を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条</u>
						第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構
	•			•	•	•
		-				

•

- 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に掲 げる構造の屋外階段
- ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置 に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩 行距離が30メートル以下となるように設けられているこ と。

エ~ク 略

(職員配置の基準)

- 第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければ ならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあって は、調理員を置かないことができる。
- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下ることはできない。

附則

1 略

(経過措置)

2~6 略

7 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定

造を満たすものに限る。)

- 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に掲 げる構造の屋外階段
- ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置 に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩 行距離が30メートル以下となるように設けられているこ と。

エ〜ク 略

(職員配置の基準)

- 第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければ ならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあって は、調理員を置かないことができる。
- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下ることはできない。

附 則

1 略

(経過措置)

2~6 略

7 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定

00

する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤 務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士 とみなすことができる。

8~11 略

(保育所の職員配置に係る特例)

- 12 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第49条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 13 前項の事情に鑑み、当分の間、第49条第2項に規定する保育 土の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は 養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147 号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者 を、保育士とみなすことができる。
- 14 第12項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすこ

する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士 とみなすことができる。

8~11 略

とができる。

15 前2項の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項 の登録を受けた者をいい、第7項又は前2項の規定により保育 士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の 適用がないとした場合の第49条第2項により算定されるものを いう。)の3分の2以上、置かなければならない。

(幼保支援課)

### 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例議案〈概要〉

#### 1 改正の趣旨

- (1)平成28年6月1日施行予定の建築基準法施行令改正に伴い、国において「児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」 (以下「省令」という。) が定められたことによる、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例(以下「基準条例」という。)の一部を改正。
- (2) 保育の担い手の確保及び保育士の勤務環境の改善に繋げるため、国において省令が公布された ことに伴い、基準条例第49条第2項に規定する保育所における職員配置について、当分の間、 特例を設ける内容を規定。

#### 2 条例改正案の内容

(1) 設備の基準(基準条例第47条)の規定の改正について

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 123 条第 3 項の特別避難階段にかかる規定が追 加され、これを引用している省令が条ずれとなったため、省令を引用している県の基準条例の改 正を行うもの。

- (2) 保育所の職員配置に係る特例(基準条例附則第12項~15項)の規定について
  - ① 朝夕の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例(附則第 12 項)

児童数に応じて必要な保育士が認可基準の計算上1人となる場合でも、2人の保育士の配置 が必要となるが、保育士1人に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者 を置くことができる。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例(附則第13項)

保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を 有するものを、保育士とみなすことができる。

③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例(附則第 14 項)

開所時間を通じて必要となる保育士の総数の確保のため、利用定員の総数に応じて置かなけ ればならない保育士数を上回って必要となる保育士について、保育士と同等の知識及び経験を 有すると知事が認める者を置くことができる。

- ④ ②及び③の特例を適用する場合における保育士の必要数(附則第 15 項)
  - ②及び③を適用する場合であっても、保育士資格を有する者を各時間帯において必要となる 保育士数の3分の2以上置かなければならない。
- ※ 保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者とは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある 者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者など。

活用したい

活用しない

わからない

#### 3 本県の設置状況

(1) 施設の回答(回答施設数(高知市を除く):170施設)

①平成28年4月1日現在保育士の確保状況

一成乙〇十4月11	
できている	93 施設(55%)
できていない	48 施設(28%)
無回答※	29 施設(17%)

※一部公立施設で、施設毎の回答を 空欄としたため

(2) 市町村の回答(高知市を除く 33市町村)

特例を実施した場合の保育所等への利点について

ある(23市町村) ない(2市町村) どちらともいえない(8市町村)

#### 特例を実施した場合(利点あり)

- ・早出、遅出の回数が減ることによる職員の負担 減となり、職員が保育業務に集中できる。
- ・職員が増えるため、子どもに対して手厚い保育 が可能となる。
- ・開所延長等サービス拡大につながる。

特例を実施した場合 (利点なし、どちらともいえない)

2 (2) 2

教諭の特例

58 (37%)

31 (20%)

67 (43%)

2 (2) ③

上回る配置

58 (36%)

36 (23%)

66 (41%)

人員の確保が困難。

②特例の内容についての活用(施設数)

2 (2) ① 朝夕の特例

90 (55%)

35 (21%)

38 (23%)

- ・保育の質の低下につながる。
- ・地域の保育ニーズにあった運営が必要。
- すでに保育士の確保ができているため。



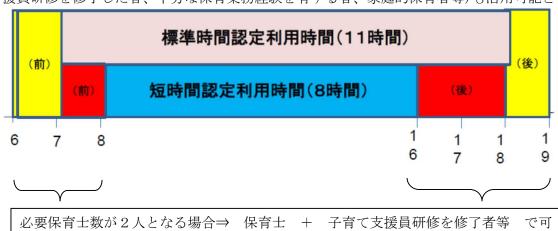
10

## 認定こども園条例及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正の概要について(参考資料)

幼保支援課H28.5.12

#### 1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

配置する保育士は最低2人とされているところ、朝夕の児童が少数である時間帯において、最低基準上必要となる保育士数が2人を下回る場合、うち1人は保育士資格を有しない一定の者(子育て支援員研修を修了した者、十分な保育業務経験を有する者、家庭的保育者等)も活用可能とする。



【例】0歳児:1人、2歳児:2人、4·5歳児:12人の場合 必要保育士数=1/3+2/6+12/30=0.4+0.3+0.4=1.1≒1人 →保育士1人、子育て支援員研修修了者等1人を配置で可

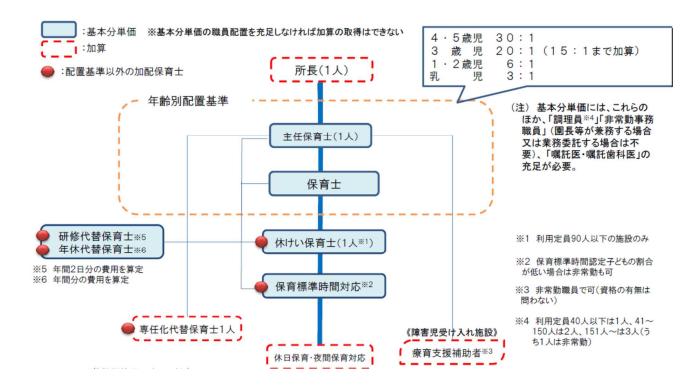
#### 2. 小学校教諭免許等の保持者の活用

保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許保持者を、配置する職員の3 分の1を超えない範囲内に限り、保育士に代えて活用できることとする。

- 【例】0歳児:5人、1歳児:8人、2歳児:10人、3歳児:30人、4・5歳児:80人の場合 必要保育士数=5/3+18/6+30/20+80/30=1.6+3.0+1.5+2.6=8.7 = 9人×1/3=3人
  - →保育士6人、幼稚園教諭又は小学校教諭又は養護教諭3人を配置で可 (※保育士の中に看護師等のみなし保育士は含まない。)

#### 3. 研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化

- ・利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数を上回って必要となる保育士について、保育士資格を有しない一定の者(子育て支援員研修を修了した者、十分な保育業務経験を有する者、家庭的保育者等)を活用可能とする。
- ・公定価格上の研修代替要員等の加配人員要件について、保育士資格を有しない一定の者(同上)を活用可能とする。

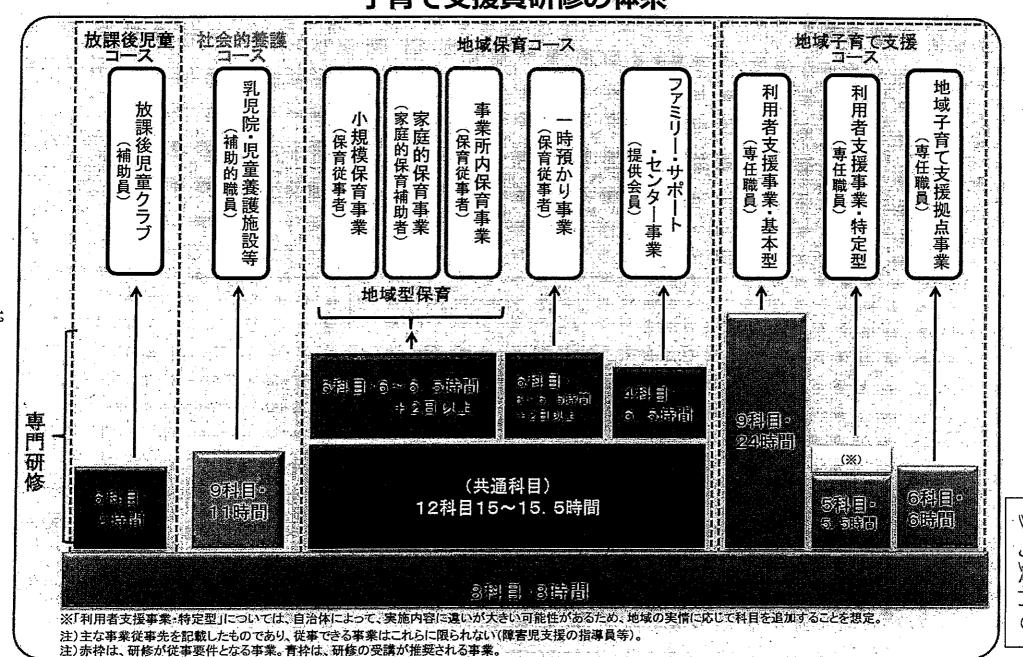


#### ●は、子育て支援員研修修了者等で可

【例】利用定員が、0歳児:3人、1歳児:4人、2歳児:4人、3歳児:12人、4・5歳児:35人の場合 年齢別配置基準=3/3+8/6+12/20+35/30=1.0+1.3+0.6+1.1=4.0≒4人 公定価格上の配置基準=4人+ (休けい保育士)1人+ (保育標準時間対応)1人=6人 6人-4人=2人

→6人のうち2人は子育て支援員研修修了者等で可

# 子育て支援員研修の体系



## 保育所等における保育士配置要件の弾力化に伴う条例改正について(H28愛知県調査結果)

		保育所 幼保連携型認定こ								こども園				幼保連携型以外の認定こども園													
	国基準 どおり 改正	国基準 の1部 のみ 改正	条例又は 規則を 改正 しない	自動適用	4月までに 専決等で 改正済	6(5)月 議会で 条例 改正 予定	9月 議会で 改正 予定	9月 以降に 改正 予定	検討中	国基準 どおり 改正	国基準 の1部 のみ 改正	条例又は 規則を 改正 しない	自動適用	4月までに 専決等で 改正済	6(5)月 議会で 条例 改正 予定	9月 議会で 改正 予定	9月 以降に 改正 予定	検討中	国基準 どおり 改正	国基準 の1部 のみ 改正	条例又は 規則を 改正 しない	自動適用	4月までに 専決等で 改正済	6(5)月 議会で 条例等 改正 予定	9月 議会で 改正 予定	9月 以降に 改正 予定	検討中
1 北海道	0					0				0					0				0					0			
2 青森県	0			0						0					0				0					0			
3 岩手県	0					0				0					0				0					0			
4 宮城県	0					0				0					0				0					0			
5 秋田県	0					0				0					0				0					0			
6 山形県	0				0					0					0				0					0			
7 福島県	0					0				0					0				0					0			
8 茨城県	0				0					0				0					0					0			
9 栃木県	0				0					0					0				0					0			
10 群馬県	0				0					0				0					0				0				<u> </u>
11 埼玉県	0			0						0			0						0			-					0
12 千葉県	0					0				0					0				0					0			<u> </u>
13 東京都	0				0					0					0				0					0			<u> </u>
14 神奈川県	0					0				0					0				0				-	0			<u> </u>
15 新潟県	0			0						0					0				0			-		0			
16 富山県	0					0				0					0				0			-		0			
17 石川県			0									0							_		0						<del></del>
18 福井県	0					0				0					0				0					0			<del></del>
19 山梨県 20 長野県	0				0	0				0					0				0				1	0			_
21 岐阜県	0				-	0				0					0				0				1	0			_
22 静岡県	0				0					0					0				0					0			$\vdash$
23 愛知県	検討中								0	検討中			0		0				検討中								0
24 三重県	0				0					0					0				0					0			<del>                                     </del>
25 滋賀県	0				0					0				0					0				0				$\vdash$
26 京都府	0					0				0					0				0					0			$\vdash$
27 大阪府	0				0					0				0					0				0				
28 兵庫県	0			0						0			0						0			0					
29 奈良県	0				0					0					0				0			Ť		0			
30 和歌山県	0			0						0					0				0					0			
31 鳥取県	0					0				0					0				0					0			
32 島根県	0				0					0				0					0				0				
33 岡山県	0					0				0					0				0					0			
34 広島県	0					0				0					0				0					0			
35 山口県	0					0				0					0				0					0			
36 徳島県	0			0						0			0						0					0			
37 香川県	0			0						0			0						0					0			
38 愛媛県	0				0					0					0				0					0			
39 高知県	0					0				0					0				0					0			
40 福岡県	0					0				0					0				0					0			
41 佐賀県	0			0						0			0						0			0					
42 長崎県	0					0				0					0				0					0			
43 熊本県	0					0				0					0				0					0			
44 大分県	0				0					0				0					0				0				
45 宮崎県	0			0						0					0				0					0			
46 鹿児島県	0					0				0			0						0					0			
47 沖縄県	0				0					0						0			0						0		
合 計	45	0	1	9	15	21			1	45	0	1	7	6	32	1		0	45	0	1	2	5	36	1		2